

## 平成30年度 大村市保育料基準額表

(単位:円)

	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分				月額保育料			
	階層	区 分			私立施設	公立施設		
<b>1号認定</b>	1	A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		第1子	0	0	
					第2子	0	0	
	2	(B)	A階層を除き、 市民税非課税世帯 (市民税所得割のみ非課税世帯を含む。)	母子・父子世帯、障害児（者）のいる世帯		第1子	0	0
						第2子	0	0
		B	(B)階層以外		第1子	3,000	3,000	
					第2子	0	0	
	3	(C)	A階層を除き、 市民税課税世帯	市民税所得割課税額が77,100円以下で 母子・父子世帯、障害児（者）のいる世帯		第1子	3,000	3,000
						第2子	0	0
		C		市民税所得割課税額が 77,100円以下		第1子	10,100	5,800
						第2子	5,050	2,900
	4	D	" 77,100円を超え 211,200円以下		第1子	20,500	15,000	
					第2子	10,250	7,500	
5	E	" 211,200円を超える		第1子	25,700	18,800		
				第2子	12,850	9,400		

○多子算定の方法 … 1～3階層は、年齢に関係なく養育する子のうち、対象児が第何子が算定します。4階層以上は、小学校3年生以下の養育する子のうち、対象児が第何子が算定します。

○保育施設に同時に在園している第2子目は、全ての階層で無料です。

○上記の多子算定の方法による第3子目以降は、全ての階層で無料です。

1号認定…満3歳以上で幼稚園か認定こども園短時間部を利用する児童

※入所児童の年齢は、4月1日時点の年齢で決定します。

※毎年9月に保育料の切替えを行います。